

該当することとなつた日又は計画期間が満了した日から三月以内」とあるのは「平成十八年八月三十一日まで」と読み替えるものとする。

省・環境省令第一号)

この省令は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十号）の施行の日（平成二十年一月一日）から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項これらいて「旧様式」と

2 いう。)により使用されている身分証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記様式（第五条関係）

（第1回）	
日 付	元気な笑顔で生きるのをめざす子育ての実践
被 告	写 真
性 别	男 女
年 龄	生 年 月 日
学 年	年 級
姓 名	性 别
記 取 者	
（第2回）	
この問題は、お子様がおもしろいとおもったら、お子様の名前とお子様の年齢を記入して、お子様と一緒に記入して下さい。	
お子様の名前 _____ 年齢 _____	
記入者（親等） _____	
記入者（年齢） _____	